

新規上場申請のための四半期報告書

株式会社 F I X E R

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための四半期報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 山道 裕己 殿

【提出日】 2022年9月1日

【四半期会計期間】 第13期第1四半期(自 2021年9月1日 至 2021年11月30日)

【会社名】 株式会社F I X E R

【英訳名】 F I X E R I n c .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松岡 清一

【本店の所在の場所】 東京都港区芝浦一丁目2番3号

【電話番号】 03-3455-7755

【事務連絡者氏名】 取締役 磐前 豪

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝浦一丁目2番3号

【電話番号】 03-3455-7755

【事務連絡者氏名】 取締役 磐前 豪

目 次

	頁
第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	1
第2【事業の状況】	2
1【事業等のリスク】	2
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	2
3【経営上の重要な契約等】	3
第3【提出会社の状況】	4
1【株式等の状況】	4
2【役員の状況】	9
第4【経理の状況】	10
1【四半期財務諸表】	11
2【その他】	16
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	17
四半期レビュー報告書	巻末

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第13期 第1四半期 累計期間	第12期
会計期間	自 2021年9月1日 至 2021年11月30日	自 2020年9月1日 至 2021年8月31日
売上高 (千円)	938,044	3,606,449
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△38,049	314,888
当期純利益又は四半期純損失 (△) (千円)	△28,072	196,212
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	650,546	650,546
発行済株式総数 普通株式 (株)	43,323	43,323
A種優先株式	2,221	2,221
純資産額 (千円)	1,688,533	1,716,606
総資産額 (千円)	2,437,786	2,631,911
1株当たり当期純利益 又は1株当たり四半期純損失 (△) (円)	△2.05	14.36
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	69.2	65.2

(注) 1. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

2. 株主からの取得請求権の行使を受けたことにより、2022年4月12日付で、A種優先株式2,221株を自己株式として取得し、その対価として普通株式を2,221株交付しております。自己株式として取得したA種優先株式については、2022年4月15日付でA種優先株式に関する定款の定めを廃止したため、その後普通株式として保有しておりましたが、2022年5月16日付ですべて消却しております。これにより、発行済株式総数のうちA種優先株式が2,221株減少し、普通株式が2,221株増加しております。

3. 当社は、2022年6月2日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っておりますが、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり四半期純損失を算定しております。また、当該株式分割により、発行済株式総数は13,663,200株となっております。

4. 第13期第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

5. 1株当たり配当額については、配当を実施していないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間においては、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績等の状況の概要

当第1四半期累計期間（自 2021年9月1日 至 2021年11月30日）におけるわが国の経済は、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の終息が見えない中、引き続き厳しい状況にあり、企業が直面する環境の不確実性や複雑性は高く、業績も業態による二極化が進んでおります。ワクチン接種率の増加や感染防止意識の定着によって新規感染者は減少し、経済活動は正常化に向けて持ち直しつつありますが、新たな変異株の出現等、コロナ禍の長期化を見据えた対応の重要性も高まっております。

企業においては情報通信技術を活用したデジタルトランスフォーメーションの推進がより一層加速しており、当社がサービスを提供しているクラウドサービス市場においても非常に強いニーズが継続して顕在化しております。具体的には、テレワーク環境の整備、顧客接点のデジタル化を中心としたデジタルトランスフォーメーションの基盤となる、パブリッククラウドの活用が加速化しております。

当社が提供するマネージドサービスの主たる基盤であるパブリッククラウド「Microsoft Azure」を提供するMicrosoft Corporationは、10月26日に2022年度第1四半期決算を発表いたしました。企業によるクラウドサービスの採用拡大が続いた結果、売上高は前年同期比22%増の453億1700万ドルとなり、19四半期連続の2桁成長となっております。特に、拡大の勢いが増したクラウド関連の売り上げが初めて200億ドルを上回り、同社の主力クラウドサービスである「Azure（アジュール）」の売上高は前年同期比50%増、業務ソフトパッケージの「Office365」は同23%増加となりました。（日本経済新聞）

また、当期より当社が連携を加速化させているパブリッククラウド「Amazon Web Service（以下、AWS）」を提供するAmazon.com Inc. は、10月28日に2021年度第3四半期決算を発表いたしました。AWSの売上高は、前年同期比39%増の161億1000万ドルとなり、全四半期における成長率の37%を上回る成長となりました。（日本経済新聞）

当社はパブリッククラウドのマネージドサービスを中核事業とし、パブリッククラウドの活用を推進する各種サービス開発をポートフォリオに有する企業として、ビジネスの拡大に取り組んでまいりました。その中でも、前事業年度より開発・運用を行ってきた厚生労働省・新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）関連のサービス拡充や、新型コロナウイルス感染症の影響によりリアルイベントの開催が大きく制限される中で新たな顧客接点となりうる、SaaS型IPサービスとしてのメタバース基盤の開発に取り組んでまいりました。これらの分野につきましては、ウィズコロナ・アフターコロナ時代のニューノーマルにおける社会的価値とニーズが高い分野として、引き続き注力してまいります。

なお、当第1四半期会計期間の期首より、収益認識会計基準等を適用しており、売上高については、当該会計基準等を適用した後の数字となっております。

当第1四半期累計期間の経営成績が経常損失となっておりますが、これの主な要因は、a) 事業計画において第1四半期に計上していた売上高の一部について、計上時期が第2四半期以降となったこと、b) メタバース基盤の拡販に向けた営業体制の立ち上げが遅延したことによるものであります。

以上の結果、当第1四半期累計期間の経営成績は、売上高938,044千円、営業損失は37,378千円、経常損失は38,049千円、四半期純損失は28,072千円となりました。

なお、当社の事業はクラウドサービス事業の単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしていません。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第1四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べ194,124千円減少し、2,437,786千円となりました。このうち流動資産は211,150千円減少し、2,065,046千円となり、固定資産は17,026千円増加し、372,740千円となりました。流動資産の主な減少要因は、現金及び預金が64,876千円、売掛金及び契約資産が166,788千円減少した一方、その他の流動資産が19,414千円、電子記録債権が1,100千円増加したことによるものであります。固定資産の

主な増加要因は、投資その他の資産が12,614千円、有形固定資産が4,697千円増加したことによるものであります。

(負債)

当第1四半期会計期間末における負債は、前事業年度末に比べ166,052千円減少し、749,253千円となりました。このうち、流動負債は137,156千円減少し、659,473千円となり、固定負債は28,896千円減少し、89,780千円となりました。流動負債の主な減少要因は、未払法人税等が80,066千円、買掛金が37,145千円、賞与引当金が26,102千円、1年内返済予定の長期借入金が17,277千円減少した一方、その他の流動負債が23,435千円増加したことによるものであります。固定負債の減少要因は、借入金の返済により長期借入金が28,896千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べ28,072千円減少し、1,688,533千円となりました。これは、当第1四半期累計期間における四半期純損失の計上により、利益剰余金が28,072千円減少したことによるものであります。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,000,000
A種優先株式	10,000,000
計	10,000,000

- (注) 1. 当社の発行可能株式総数は、それぞれ普通株式10,000,000株、A種優先株式10,000,000株であり、合計では20,000,000株となりますが、発行可能株式総数は10,000,000株とする旨定款に規定しております。なお、発行可能種類株式総数の合計と発行可能株式総数との一致については、会社法上要求されておりません。
2. 2022年4月15日開催の臨時株主総会により、同日付でA種優先株式に関する定款の定めを廃止するとともに、普通株式の発行可能株式総数を180,000株としております。また、2022年5月16日開催の取締役会決議により、2022年6月2日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行可能株式総数は53,820,000株増加し、54,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2021年11月30日)	提出日現在発行数(株) (2022年9月1日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	43,323	13,663,200	非上場	(注) 1、2、3
A種優先株式	2,221	—	非上場	(注) 1、2、4
計	45,544	13,663,200	—	—

- (注) 1. 当社は単元株制度を採用しておりません。ただし、2022年4月15日開催の臨時株主総会において、2022年6月2日付で単元株式数を100株とする単元株制度を採用する決議をしております。
2. 株主からの取得請求権の行使を受けたことにより、2022年4月12日付で、A種優先株式2,221株のすべてを自己株式として取得し、その対価として普通株式2,221株を交付しております。自己株式として取得したA種優先株式については、2022年4月15日付でA種優先株式に関する定款の定めを廃止したため、その後普通株式として保有しておりましたが、2022年5月16日付ですべて消却しております。これにより、発行済株式総数のうちA種優先株式が2,221株減少し、普通株式が2,221株増加しております。
3. 2022年5月16日の取締役会決議により、2022年6月2日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式数は13,617,656株増加し、13,663,200株となっております。
4. A種優先株式の内容は以下のとおりであります。

(1) 剰余金の配当

当社は、事業年度の末日を基準日として剰余金の配当を行う場合、当該事業年度の末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式の保有者（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種登録質権者」という。）に対し、A種優先株式1株につき、普通株式1株あたりの配当金にA種転換比率（その時点での下記（2）（ロ）に規定するA種払込金額を下記（5）（ロ）②に規定するA種優先転換価額で除した数（小数点以下第2位まで算出し、小数点以下第2位を四捨五入する。）をいう。以下同じ。）を乗じた額の配当を、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）と同順位にて行う。

(2) 残余財産の分配

(イ) 当社は、残余財産の分配を行う場合、A種優先株主又はA種登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、A種優先株式1株あたり下記（2）（ロ）に規定するA種払込金額に相当する額を支払う。当社が残余財産を分配する時点でのA種払込金額にA種優先株式の発行済株式数（ある種類の株式について発行済の当該種類の株式の総数から当社が保有する当該種類の株式の数を除いた数をいう。以下同じ。）を乗じた金額が残余財産の額を超える場合、本条に基づきA種優先株式1株につき支払われるべき残余財産分配額は、残余財産の総額をA種優先株式の発行済株式数で除して算出される額（1円未満を切り捨てる。）とする。

(ロ) A種払込金額は以下のとおりとする。

① A種払込金額は、当初、540,000円とする。

② 当社がA種優先株式につき株式分割、株式併合又は株式無償割当て（総称して以下「株式分割等」とい

う。)を行う場合、以下の算式によりA種払込金額を調整する。

なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、小数点以下第2位まで算出し、小数点以下第2位を四捨五入するものとする。

$$\text{調整後のA種払込金額} = \text{調整前のA種払込金額} \times \frac{\text{株式分割等前のA種優先株式の発行済株式数}}{\text{株式分割等後のA種優先株式の発行済株式数}}$$

調整後のA種払込金額は、株式分割を行う場合は当該株式分割のための基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（当該株式併合又は株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

③その他上記②に類する事由が発生した場合は、A種払込金額は、取締役会の決定により適切に調整される。

(ハ) A種優先株主及びA種登録質権者に対して上記(2)(イ)に従い残余財産の分配を行った後になお残余財産がある場合、A種優先株主又はA種登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者と同順位にて、A種優先株式1株につき、普通株式1株あたりの残余財産分配額にA種転換比率を乗じた額の残余財産の分配を行う。

(3) 議決権

A種優先株主は、当社の株主総会及びA種優先株主を構成員とする種類株主総会において、A種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

(4) 株式の分割、株式の併合等

(イ) 当社は、株式の分割又は併合を行う場合、A種優先株式につき、普通株式と同時に同一割合でこれを行う。

(ロ) 当社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利を与える場合、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。

(ハ) 当社は、株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合は、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合（新株予約権における行使の目的たる株式数の比率を実質的に同一にすることを含む。本条において以下同じ。）で、A種優先株主の権利・利益に鑑みて実質的に公平な払込金額、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額その他の条件により与える。

(ニ) 当社は、株式無償割当てを行う場合、普通株主には普通株式の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

(ホ) 当社は新株予約権無償割当てを行う場合、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

(イ) A種優先株主は、A種優先株主となった日以降いつでも、法令に従い、下記(5)(ロ)に規定する条件で、その保有するA種優先株式の全部又は一部を当社の普通株式に転換（ある種類の株式等（株式、新株予約権、新株予約権付社債その他株式の交付の請求若しくは取得が可能な証券又は権利をいう。以下同じ。）を当社が取得し、それと引き換えに当社の別の種類の株式等を交付することをいう。以下同じ。）することを請求することができる。

(ロ) A種優先株式の転換の条件は以下のとおりとする。

① 転換により交付すべき普通株式数

A種優先株式の転換により交付すべき当社の普通株式の株式数は以下の算式（以下「A種転換数算定式」という。）により算定される。

ただし、A種転換数算定式に基づき算出されたA種優先株式の転換により当該A種優先株主に対し交付すべき普通株式数に1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、会社法に定める方法によりこの端数に相当する金銭を当該A種優先株主に交付するものとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式の数} = \frac{\text{A種払込金額} \times \text{転換請求に係るA種優先株式の数}}{\text{A種転換価額}}$$

② A種転換数算定式におけるA種転換価額の調整

(a) A種転換価額は当初540,000円とする。

(b) 当社において以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおりA種転換価額を調整する。

なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、円位未満小数点以下第2位まで算出し、小数点以下第2位を四捨五入するものとする。

(i) 当社が普通株式につき株式分割等を行う場合、以下の算式によりA種転換価額を調整する。

$$\text{調整後のA種転換価額} = \text{調整前のA種転換価額} \times \frac{\text{株式分割等前の普通株式の発行済株式数}}{\text{株式分割等後の普通株式の発行済株式数}}$$

調整後のA種転換価額は、株式分割を行う場合は当該株式分割のための基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（当該株式併合又は株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

(ii) 調整前のA種転換価額を下回る価額をもって当社の普通株式を発行（自己株式の処分を含む。本条において以下同じ。）する場合（ただし、株式無償割当てを行う場合、潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。本条において以下同じ。））、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式に転換し得る地位を伴う証券又は権利をいう。）の行使又は転換による場合、合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合または、会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡しによる場合を除く。）、以下の算式によりA種転換価額を調整する。

なお、「株式総数」とは、調整後のA種転換価額を適用する日の前日時点における普通株式の発行済株式数に、同日時点における発行済みの潜在株式等（当社が保有するものを除く。）の目的となる普通株式の数を加えたものをいう。

また、以下の算式において、自己株式の処分を行う場合には、「発行価額」を「処分価額」に、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、それぞれ読み替えるものとする。

$$\text{調整後のA種転換価額} = \text{調整前のA種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたりの発行価額}}{\text{調整前のA種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のA種転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）の翌日以降、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 当社の普通株式に転換し得る株式を発行する場合で、当該株式の転換により交付される当社の普通株式の1株あたりの対価の額として当社の取締役会が決定した額が調整前のA種転換価額を下回る場合、以下の算式によりA種転換価額を調整する。

ただし、以下の算式における「新規発行株式数」は、本 (iii) による調整の適用の日にかかる発行株式の全てにつき普通株式への転換がなされた場合に交付される普通株式の数とする。

$$\text{調整後のA種転換価額} = \text{調整前のA種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたりの対価の額}}{\text{調整前のA種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のA種転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）の翌日以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

(iv) 当社の普通株式を目的とする新株予約権又は普通株式に転換し得る新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当てを行う場合を含む。）で、普通株式1株あたりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株あたりの価額の合計額（以下本 (iv) において「1株あたりの対価の額」という。）が調整前のA種転換価額を下回る場合（ただし、当社が、当社の発行済株式総数の10%を上限として当社のインセンティブ報酬として当社又は当社の子会社の役員又は従業員若しくはアドバイザーに対して新株予約権を発行する場合を除く。）、以下の算式によりA種転換価額を調整する。

ただし、本 (iv) の算式における「新規発行株式数」は、本 (iv) による調整の適用の日にかかる新株予約権の全てにつき行使又は普通株式への転換がなされた場合に交付される普通株式の数とする。

$$\text{調整後のA種転換価額} = \text{調整前のA種転換価額} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたりの対価の額}}{\text{調整前のA種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後のA種転換価額は、割当日以降、新株予約権無償割当てを行う場合には当該新株予約権無償割当ての効力発生日（当該新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日以降これを適用する。

(v) 当社が存続会社若しくは存続会社の親会社となる合併、当社が完全親会社若しくは完全親会社の親会社

となる株式交換又は当社が分割承継会社若しくは分割承継会社の親会社となる会社分割が行われる場合で、合併により消滅会社の株主に割り当てられる当社の株式、株式交換により完全子会社の株主に割り当てられる当社の株式又は会社分割により分割会社若しくは分割会社の株主に割り当てられる当社の株式（以下「割当株式」という。）1株あたりの価値（当社の取締役会の決定により合理的に定められる額とし、かかる割当株式が当社の普通株式に転換し得る株式である場合、普通株式1株あたりに換算した額とする。以下同じ。）が調整前のA種転換価額を下回る場合、以下の算式によりA種転換価額を調整する。

ただし、かかる割当株式が当社の普通株式に転換し得る株式である場合、本（v）の算式における「割当株式数」は、かかる株式の目的となる普通株式の数とする。

$$\begin{array}{r} \text{調整後の} \\ \text{A種転換価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前の} \\ \text{A種転換価額} \end{array} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{割当株式数} \times \text{1株あたりの価値}}{\text{調整前のA種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{割当株式数}}$$

調整後のA種転換価額は、当該合併、株式交換又は会社分割の効力発生日以降これを適用する。

(c) 上記(b)に掲げた事由のほか、以下に掲げる事由が発生した場合には、当社はA種優先株主及びA種登録質権者に対して、あらかじめ書面によりその事由、調整後のA種転換価額、適用の日その他の必要な事項を通知した上、A種転換価額の調整を適切に行うものとする。

(i) 合併、株式交換、株式移転、又は会社分割のためにA種転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) 上記(i)のほか、当社の発行済普通株式数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によってA種転換価額の調整を必要とするとき。

(iii) 当社の普通株式に転換し得る株式の発行によりA種転換価額の調整を行った場合において、当該株式の転換可能期間が終了したとき。ただし、当該株式全ての転換が完了している場合を除く。

(iv) 当社の普通株式に転換し得る株式に係る株主割当てがなされたことによりA種転換価額の調整を行った場合において、当該株式に係る払込期日又は払込期間の末日が経過したとき。ただし、当該株式の全てについて払込みが完了している場合を除く。

(v) 行使により当社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権の行使期間が終了したとき。ただし、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。

③A種転換価額の調整を行わない場合

上記(5)(ロ)②の規定にかかわらず、発行済A種優先株式の過半数を保有する者が、調整を不要とすることにつき書面により同意した場合には、A種転換価額の調整は行わない。

(6) 普通株式を対価とする取得条項

(イ) 当社が、普通株式の上場のため金融商品取引所（日本国外におけるものを含む。）に対し株式上場の申請を行う旨の機関決定を行った場合で、かつ、株式上場に関する主幹事証券会社からA種優先株式を転換すべき旨の要請を受けた場合には、当社は取締役会の決定により定める日をもってA種優先株式の全てを当社の普通株式に転換するものとする。

かかる転換により交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、上記(5)の規定を準用する。

なお、A種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。

(ロ) 合計でA種優先株式の発行済株式数の過半数を保有するA種優先株主が、転換の期限を定めて当社によるA種優先株式の全ての転換を要請した場合には、当社は当該期限内で取締役会の決定により定める日をもってA種優先株式の全てを当社の普通株式に転換するものとする。

かかる転換によりA種優先株主に対して交付すべき普通株式の数その他の条件については、上記(5)の規定を準用する。

なお、A種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。

(7) 譲渡制限

当社A種優先株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(8) 種類株主総会の決議事項

(イ) 当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別途の定めがある場合を除き、普通株主及びA種優先株主を構成員とする各種類株主総会の決議を要しない。

(ロ) 当社が普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権に関する募集事項の決定を行う場合には、普通株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(ハ) 当社がA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権に関する募集事項の決定を行う場合には、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年9月1日～ 2021年11月30日	—	普通株式 43,323 A種優先株式 2,221	—	650,546	—	615,546

(注) 株主からの取得請求権の行使を受けたことにより、2022年4月12日付で、A種優先株式2,221株のすべてを自己株式として取得し、その対価として普通株式2,221株を交付しております。自己株式として取得したA種優先株式については、2022年4月15日付でA種優先株式に関する定款の定めを廃止したため、その後普通株式として保有していましたが、2022年5月16日付ですべて消却しております。これにより、発行済株式総数のうちA種優先株式が2,221株減少し、普通株式が2,221株増加しております。また、2022年5月16日の取締役会決議により、2022年6月2日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式数は13,617,656株増加し、13,663,200株となっております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 43,323	43,323	—
	A種優先株式 2,221	2,221	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	45,544	—	—
総株主の議決権	—	45,544	—

- (注) 1. 株主からの取得請求権の行使を受けたことにより、2022年4月12日付で、A種優先株式2,221株のすべてを自己株式として取得し、その対価として普通株式2,221株を交付しております。自己株式として取得したA種優先株式については、2022年4月15日付でA種優先株式に関する定款の定めを廃止したため、その後普通株式として保有していましたが、2022年5月16日付ですべて消却しております。これにより、発行済株式総数のうちA種優先株式が2,221株減少し、普通株式が2,221株増加しております。
2. 2022年4月15日開催の臨時株主総会において、2022年6月2日付で単元株式数を100株とする単元株制度を採用する決議をしております。
3. 2022年5月16日開催の取締役会決議により、2022年6月2日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分

割を行っております。これにより、普通株式の発行済株式総数は13,617,656株増加し、13,663,200株となり、議決権の数は136,632個となっております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期会計期間(2021年9月1日から2021年11月30日まで)及び第1四半期累計期間(2021年9月1日から2021年11月30日まで)に係る四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドラインの24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年8月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,466,906	1,402,029
売掛金	723,412	—
売掛金及び契約資産	—	556,623
電子記録債権	—	1,100
その他	85,878	105,293
流動資産合計	2,276,197	2,065,046
固定資産		
有形固定資産	85,399	90,096
無形固定資産	2,288	2,002
投資その他の資産	268,026	280,641
固定資産合計	355,713	372,740
資産合計	2,631,911	2,437,786
負債の部		
流動負債		
買掛金	348,162	311,016
1年内返済予定の長期借入金	155,851	138,574
未払法人税等	85,823	5,757
賞与引当金	59,922	33,820
その他	146,869	170,304
流動負債合計	796,629	659,473
固定負債		
長期借入金	118,676	89,780
固定負債合計	118,676	89,780
負債合計	915,305	749,253
純資産の部		
株主資本		
資本金	650,546	650,546
資本剰余金	615,546	615,546
利益剰余金	448,939	420,866
株主資本合計	1,715,031	1,686,958
新株予約権	1,575	1,575
純資産合計	1,716,606	1,688,533
負債純資産合計	2,631,911	2,437,786

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2021年9月1日 至 2021年11月30日)
売上高	938,044
売上原価	707,248
売上総利益	230,795
販売費及び一般管理費	268,174
営業損失(△)	△37,378
営業外収益	
受取利息	4
営業外収益合計	4
営業外費用	
支払利息	675
営業外費用合計	675
経常損失(△)	△38,049
税引前四半期純損失(△)	△38,049
法人税等	△9,977
四半期純損失(△)	△28,072

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、受注制作のソフトウェアに係る開発案件に関しては、従来は、長期かつ大型の開発契約については、開発の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を、この要件を満たさない場合は工事完成基準を適用していましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

また、アプリ開発の教育講座については、従来、講座終了時に収益を認識していましたが、契約における履行義務を充足するにつれて顧客が便益を享受する場合、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第1四半期累計期間の売上高は4,800千円、売上原価は1,727千円、売上総利益は3,072千円増加し、営業損失、経常損失及び税引前四半期純損失はそれぞれ3,072千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当第1四半期会計期間より「売掛金及び契約資産」に含めて表示しております。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度については新たな表示方法により組替えを行っておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2021年9月1日 至 2021年11月30日)
減価償却費	6,787千円

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間(自 2021年9月1日 至 2021年11月30日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、クラウドサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当社はクラウドサービス事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2021年9月1日 至 2021年11月30日)
準委任契約	813,579
請負契約	109,421
その他	15,042
顧客との契約から生じる収益	938,044
外部顧客への売上高	938,044

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2021年9月1日 至 2021年11月30日)
1株当たり四半期純損失(△)	△2円5銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失(△)(千円)	△28,072
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純損失(△)(千円)	△28,072
普通株式の期中平均株式数(株)	13,663,200
(うちA種優先株式(株))	(666,300)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
2. A種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同順位であるため、1株当たり四半期純損失の算定上、その普通株式相当数を期中平均株式数に含めて計算しております。
3. 2022年5月16日開催の取締役会決議により、2022年6月2日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純損失を算定しております。

(重要な後発事象)

(資金の借入)

当社は、株式会社三井住友銀行との当座貸越契約に基づき、次のとおり借入を実行いたしました。

(1) 資金用途	運転資金
(2) 借入先	株式会社三井住友銀行
(3) 借入金額	500,000千円
(4) 借入金利	基準金利＋スプレッド
(5) 借入実行日	2022年3月30日
(6) 返済期限	2022年6月30日
(7) 担保等の有無	無担保・無保証

(優先株式の取得及び消却)

当社は、株主からの取得請求権の行使を受けたことにより、2022年4月12日付で、A種優先株式2,221株のすべてを自己株式として取得し、その対価として普通株式2,221株を交付しております。

また、自己株式として取得したA種優先株式については、2022年4月15日開催の臨時株主総会決議において同日付でA種優先株式に関する定款の定めを廃止したため、その後普通株式として保有しておりましたが、2022年5月16日開催の取締役会決議において同日付ですべて消却しております。

これにより、発行済株式総数のうちA種優先株式が2,221株減少、普通株式が2,221株増加し、発行済普通株式数は45,544株となっております。

(1) 取得及び消却した株式数

A種優先株式 2,221株 (消却時は普通株式として保有)

(2) 交換により交付した普通株式数

2,221株

(3) 交付後の発行済み普通株式数

45,544株

(単元株制度の採用)

当社は、2022年4月15日開催の臨時株主総会により定款の一部を変更し、2022年6月2日を効力発生日として1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(株式分割)

当社は、2022年5月16日開催の取締役会決議により、当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として、2022年6月2日付で次の株式分割を行っております。

(1) 分割の方法

2022年6月1日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の有する普通株式を、1株につき300株の割合で分割しております。

(2) 分割により増加した株式数

分割前の発行済株式総数 45,544株

分割により増加した株式数 13,617,656株

分割後の発行済株式総数 13,663,200株

分割後の発行可能株式総数 54,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2022年6月2日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については当該箇所に記載しております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年8月23日

株式会社 FIXER

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

本間 洋一



指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

島津 慎一郎



監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第 216 条第 6 項の規定に基づき、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社 FIXER の 2021 年 9 月 1 日から 2022 年 8 月 31 日までの第 13 期事業年度の第 1 四半期会計期間（2021 年 9 月 1 日から 2021 年 11 月 30 日まで）及び第 1 四半期累計期間（2021 年 9 月 1 日から 2021 年 11 月 30 日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 FIXER の 2021 年 11 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する第 1 四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上